



Title	国際裁判管轄法制に関する中間試案に対する意見 : 「日本法の透明化」プロジェクト
Author(s)	国際民事訴訟法班; Nagata, Mari; Tada, Nozomi
Citation	阪大法学. 2010, 59(5), p. 213-235
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54747
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

国際裁判管轄法制に関する中間試案に対する意見

「日本法の透明化」プロジェクト

—国際民事訴訟法班*

この意見は、文部科学省科学研究費特定領域研究「日本法の透明化」（平成一六―二二年度。領域代表者…九州大学・河野俊行教授）プロジェクト（<http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/>）に所属する国際民事訴訟法班が作成したものである。国際民事訴訟法班の研究目的は、現代における激戦の国際取引社会で日本企業が真の意味での国際競争力を身につけて、低迷する日本経済の打開という国策の急務に貢献できるように、国際取引法整備のうち、国際民事訴訟分野における我が国の現状の総括・問題の検討をしたうえで将来に向けた立法提言を行い、日本における国際取引法サービス・ビジネス情報を諸外国に向けて発信することである。我々国際民事訴訟法班はこの目的を踏まえて、これまで研究で蓄積してきた成果を、「国際裁判管轄法制に関する中間試案」（以下、試案）に対する意見として表明するものである。

国際民事訴訟法班は、同じく「日本法の透明化」プロジェクトに属する知的財産法班と共同し、「知的財産権と涉外民事訴訟」に関する研究を行った。その成果を基にするパブリックコメントは、知的財産権に関する国際民事訴訟の裁判管轄の問題意識に関係する規定について別途作成されたものである。知的財産法班との共同研究の成果

に基づく意見は、国際民事訴訟法班独自によるこの意見の基礎にもなっていることを付言しておく。

なお、意見は、国際民事訴訟法班のメンバーの間で検討を重ねた結果であり、多くはメンバーの一致した見解であるが、わずかではあるが、必ずしもメンバー個人の意見とは一致しない部分もある。

《意見》

1 「はじめに」について

(1) (基本的な視点) について

国際裁判管轄立法にあたって判断基準となるのは、①各国の司法制度や手続法等の相違、また②当事者が出廷に要する距離・時間・費用・手間などに対する国際的配慮を背景とした、裁判の適正・公平・迅速の理念である。そして、これに、「裁判を受ける権利(憲法三一条)はそれとして保障されるべきである」との観点も加味すべきと考える。すなわち、まさに日本の裁判所において権利保護を求めている原告と、応訴を余儀なくされる立場にある被告との間における国際的民事紛争について、日本が適切なフォーラムたりうるかという直接的な視点が絶対的な基本に据えられるべきである。

しかしながら、法務省民事局参事官室「国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明」(以下、補足説明)二頁の(基本的な視点)では、外国判決の承認執行にかかる民事訴訟法一一八条一号の間接管轄を第一に持ち出し、それとの関係への留意が、わが国の国際裁判管轄(直接管轄)の範囲決定の基本的基準となるべきかのような説明がされている。この説明は、国際裁判管轄の「基本的な視点」としては根本的に誤解を受ける脆弱なものであり、中間試案の補足説明としては不適切な説明であると思慮する。

(2) (国内土地管轄に関する規定との関係) について

国際裁判管轄は、国際的な民事紛争を解決できる国家の権限であって、その決定基準が世界的な論争を引き起すのは、国際裁判管轄決定の対象が国際的な事件だからである。純粋な国内事件については、国際裁判管轄の決定は問題とならず、自明のものとして、国内土地管轄のみの判断がされればよいと考えられる。

しかしながら、補足説明三頁の(国内土地管轄に関する規定との関係)では、「試案は、国際的な事案のみならず、国際的な要素を含まない国内事件についても適用されることが前提とされている」との記述がある。上記の国際裁判管轄決定の必要性から考えて、補足説明のこの記述は論理的にも疑問である。

2 本論(第1〜第9)について

第1 人に対する訴え等についての管轄権

1 人に対する訴え

人に対する訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 被告の住所が日本国内にあるとき。

イ 被告の住所がない場合又は住所が知れない場合において、被告の居所が日本国内にあるとき。

ウ 被告の居所がない場合又は居所が知れない場合において、被告が訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき。ただし、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、この限りでない。

2 大使、公使等に対する訴え

大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えは、上記1アからウまでのいずれにも該当しない場合においても、日本の裁判所に提起することができるものとする。

3 法人その他の社団又は財団に対する訴え
 ① 法人その他の社団又は財団に対する訴えは、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

② 法人その他の社団又は財団に対する訴えは、その事務所又は営業所がない場合又はその所在地が知れない場合において、その代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

《意見》

1 全体として賛成である。

2 ただし、試案において、この規定が特段の事情による例外的な管轄否定（第6参照）の対象となりうることに ついては、疑問である（第6に対する意見を参照）。

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

1 契約上の債務の履行の請求に係る訴え

① 契約上の債務の履行の請求に係る訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 当事者が契約において定めた当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

イ 当事者が契約において選択した地の法によれば、当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

② 契約上の債務に関連して行われた事務管理又は生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関連する請求に係る訴え（上記1の訴えを除く。）は、原告が上記1の規律により当該契約上の債務の履行の請求に係る訴えを日本の裁判所に提起することができるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

《意見》

1 履行地管轄を契約上の債務に関する訴えに限定している点は賛成である。また、契約上の債務不履行による損害賠償請求などにつき、契約上本来の債務の履行地に管轄を認めるとする点も賛成する。

2 ただし、契約上複数の債務が発生しうる場合には、当事者の予測可能性を確保する意味から、契約の特徴的債務の履行地に管轄を集中させるべきである。すべての双務契約について特徴的債務を觀念することが難しいという指摘は確かにその通りであろう。しかし、すべての契約ではなくとも、最低限、民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するEC理事会規則（以下、ブリュッセルI規則）で規定されている物の引き渡しを含む契約や、サービスの提供に関する契約については、引渡地もしくは提供地での管轄とすべきと考える。たとえば継続的売買において、売主が一方的に契約を破棄した場合など、問題となる契約上債務の履行地を觀念しにくい場合が考えられるからである。

3 さらに、予測可能性の観点及び履行地管轄の意義からは、当事者が合意した履行地についてのみ管轄を認めるべきであるが、特徴的給付の理論によって履行地管轄の基礎となる債務を一つに集中させる場合には、その時点で当事者の予測可能性は確保されており、契約の準拠法によって定まる履行地にも管轄を認めてもかまわない（その場合、試案に提示されているように、準拠法についての当事者の合意の有無は問わない）。

4 なお、合意された履行地に管轄を原則として認める、とした場合、履行地の合意によって管轄合意を潜脱する可能性が考えられる。この点について立法上の手当が必要であると思われる。

2 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え

手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えは、手形又は小切手の支払地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

《意見》

賛成である。

3 財産権上の訴え

- ① 財産権上の訴えは、請求の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 【甲案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【乙案】

ア 財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

イ 外国裁判所が、差し押さえることができる被告の財産が当該外国に所在することのみにより、その管轄権を行使した場合には、その外国裁判所の確定判決は効力を有しないものとする。

【丙案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、原告の申立てにより日本国内に所在する被告の財産に対し仮差押えがされているときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(注) 上記①②の規律のほか、「財産権上の訴えは、請求の担保の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。」との規律の当否についても、なお検討する。

《意見》

1 基本的には甲案に賛成であるが、請求と差押え可能財産との価値の均衡を考慮すべきと考える。確かに、どの程度の均衡が必要であるか、基準を決定するのは困難であるかもしれないが、たとえば法文中に、「ただし、日本所在の被告の財産の価値が、請求額に比べて著しく低額である場合にはこの限りではない。」との文言を入れるなどの対応は可能であると考ええる。

2 乙案は、直接管轄と間接管轄とでバランスを欠き、国際協調性を欠き、不当である。また、丙案は、仮差押え財産に判決の効力を限定するのであれば意味があると思うが、現在の案では不十分と考える。

4 事務所又は営業所を有する者等に対する訴え

① 日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

② 日本国内において事業を継続してする者に対する訴えでその者の日本における業務に関するもの（上記①の訴えを除く。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。

《意見》

1 賛成である。

2 ただし、解釈に関することであるが、「業務に関する」への該当性は、例えばマレーシア航空事件（最二判昭和五六年一〇月一六日民集三五卷七号二二三四頁）のような場合、航空券を被害者が現実に日本国内の事務所又は営業所で購入した必要はなく、日本国内の事務所又は営業所が当該航空券を取り扱っていたならば（すなわち、被害者が日本国内の事務所又は営業所でそれを購入してきたのであれば）、認められるべきである。

5 社団又は財団に関する訴え

① 会社法第7編第2章に規定する訴え（同章第4節及び第6節に規定する訴えを除く）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6章第2節に規定する訴えその他日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものは、日本の裁判所のみ提起すべきものとする。

② 民事訴訟法第5条第8号に掲げる訴え（上記①の訴えを除く）は、社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、社団又は財団が法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

《意見》

賛成である。

6 不法行為に関する訴え

不法行為に関する訴えは、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。ただし、加害行為の結果が発生した地のみが日本国内にある場合において、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。

（注）「不法行為があった地」とは、加害行為が行われた地と加害行為の結果が発生した地の双方を意味する。

《意見》

1 本文には基本的に賛成である。しかしながら、ただし書きは削除すべきである。

2 本文に関しては、将来発生することが相当に確実である不法行為についても不法行為地管轄の利用が認められるべきであるから、「不法行為があった地」の文言は、「不法行為があった地又は発生する地」など、将来の発生地

も含む文言に変更すべきである。

3 ただし書きに関しては、不法行為地管轄の根拠は第一に証拠収集の便宜であると考えられているところ、結果発生地に不法行為の根拠を一般に基礎づける証拠は必ず存在する。結果発生地における証拠の所在は、結果発生地についての通常予見性とは無関係であり、これを欠く場合に「結果発生地に証拠が所在する可能性もそれほど高いとはいえない」ということには根拠がない。また、通常予見可能性は、不法行為地管轄の根拠のうち加害者寄りの根拠であるが、これを被害者による提訴の便宜という不法行為地管轄の別の根拠に優先させる理由が不十分である。さらに、具体的な不法行為事件においては、結果発生地と加害行為地为地を峻別するのが困難な場合もあり、管轄決定において裁判所に新たな負担を課すことになる。最後に、外国判決の承認執行との関係は、現に日本において訴え提起されている事件の当事者の裁判を受ける権利（憲法三二条参照）自体はまずもって保障される必要があるとの観点から、基本的には直接管轄決定の段階で考慮すべきでないと考えられる。以上のことから、ただし書きは削除すべきである。

4 二次的・派生的に生じた経済的な損害を排除する文言を置かず、これを解釈に委ねたことについては、賛成する。

5 なお、知的財産侵害に関して、第4の2参照。

7 不動産に関する訴え

不動産に関する訴えは、不動産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

《意見》

賛成である。

8 登記又は登録に関する訴え

登記又は登録に関する訴えは、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。

(注) 知的財産権の登録に関する訴えは、登記又は登録に関する訴えに含まれる。

《意見》

1 日本の裁判所の国際裁判管轄を認めることには賛成するが、日本の裁判所の専属管轄とすることについては反対である。

2 登記又は登録に関する訴えの例として、「義務者に対して登記等の手続をすべきことの意思表示を求める訴え」や「登記等の義務の積極的又は消極的確認を求める訴え」などが挙げられるが、①これらは単にそのような私法上の義務の存否を争う訴えに過ぎず、登記・登録国以外であっても、被告の住所地国や管轄合意された国など、当事者のアクセスおよび証拠収集の便宜からこのような存否の判断を十分に行えるフォーラムは存在する。また、②登記・登録は対象となる権利（例えば不動産所有権）の成立・帰属を反映する形式であるとも考えられるところ、紛争の本体である当該帰属の判断に関する訴えが専属管轄とされないにもかかわらず（例えば、不動産に関して7参照）、それを反映するのみに過ぎない登記・登録に関する訴えに専属性を与えることに十分な理由を見いだし難い（不動産所有権の確認や所有権に基づく不動産の引渡し請求などに不動産登記の移転請求などが併合されるケース

は珍しくなく、後者に専属性が認められると、併合ができないことにもなる。第5④参照)。③さらに、これらの訴えも当事者間での紛争解決が基本目的とされるところ、その判決が当事者間限りでの効力を超えて、対世的に効力を持つ必然性はない。以上のような理由から、日本の裁判所の専属管轄とすることについては反対する。

9 相続に関する訴え

① 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 相続開始の時間における被相続人の住所が日本国内にあるとき。

イ 相続開始の時間における被相続人の住所がない場合又は住所が知れない場合において、相続開始の時間における被相続人の住所が日本国内にあるとき。

ウ 相続開始の時間における被相続人の住所がない場合又は住所が知れない場合において、被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき。ただし、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、この限りでない。

② 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えて上記①の訴えに該当しないものは、上記1アからウまでに掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

《意見》

賛成である。

(第2についての後注)

債務不存在確認の訴えについては、特段の規律を置かないものとする。

《意見》
賛成である。

第3 管轄権に関する合意等

1 管轄権に関する合意

① 当事者は、第一審に限り、訴えを提起することができる日本又は外国の裁判所を合意により定めることができるものとする。ただし、その合意が外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定めるものである場合において、その外国の裁判所が管轄権を行使することができないときは、この限りでないものとする。

② 上記①の合意（以下「管轄権に関する合意」という。）は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行なわなければならないものとする。

③ 管轄権に関する合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなすものとする。

2 応訴による管轄権

被告が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないと抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、日本の裁判所は、管轄権を有するものとする。

《意見》

1 基本的に賛成である。

2 管轄合意及び応訴に関する基本を踏まえており、支持できる。ただし、管轄権に関する合意については、「管轄合意が甚だしく不合理で公序法に違反するとき」の要件は、解釈の問題とせず、明確化のために条文化すべきと

考える。

第4 個別分野の訴えについての管轄権

1 海事に関する訴え

① 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えは、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

② 【甲案】海難救助に関する訴えは、海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【乙案】海難救助に関する訴えについては、特段の規律を置かないものとする。

(注) 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについては、特段の規律を置くか否かについて、第2の3(注)における検討も踏まえ、なお検討する。

《意見》

1 基本的に賛成である。

2 (注) については、船舶所在地の管轄を認める明文規定を置くべきである。第2の3において甲案を支持する関係上、「船舶債権その他船舶を担保とする債権」について、その所在地(第2の3①参照)が明確でなく、また、それが「金銭の支払の請求を目的とする」(第2の3②甲案参照)とは限らないので、上述の明文規定を置くべきである。

2 知的財産権に関する訴え

知的財産権(知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。)のうち設定の登録により発生するものの存否又

は効力に関する訴えは、その登録の地が日本であるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとする。

(注)

知的財産権の侵害訴訟等については、特段の規律を置かないものとする。

《意見》

1 日本の裁判所の国際裁判管轄を認めることには賛成するが、日本の裁判所の専属管轄とすることについては反対する。また、知的財産権の侵害訴訟等については、ユビキタス侵害、訴えの併合や訴訟競合など、知的財産紛争の特質に応じた特則が必要であると考える。

2 知的財産権のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えも、①単に私法上の権利の存否又は効力を争う訴えに過ぎず、登録国以外であっても、被告の住所地国や管轄合意された国など、当事者のアクセスおよび証拠収集の便宜から、技術性・専門性の判断を十分に行えるフォーラムは存在する。また、②これらの訴えも当事者間での紛争解決が基本目的とされるところ、その判決が当事者間限りでの効力を超えて、対世的に効力を持つ必然性はない。以上のような理由から、日本の裁判所の専属管轄とすることについては反対する。

3 (注) について、知的財産権の侵害訴訟を不法行為に関する訴え(第2の6)に基本的によらしめることに賛成するが、ユビキタス侵害に関しては「最も大きな結果が発生したか発生すべき地が日本にある場合に限る」などの特則を設けるべきである。同様に、知的財産紛争の特質に応じて、訴えの併合や訴訟競合においても、よりきめ細やかな特則を設けるべきであると考える。

3 消費者契約に関する訴え

① 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。）と事業者（法人その他の団体又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者から事業者に対する訴えは、

【甲案】 訴えの提起の時又は当該消費者契約の締結の時における消費者の住所

【乙案】 当該消費者契約の締結の時における消費者の住所

が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

② 消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えは、第1の1又は2の規律によって日本の裁判所に提起することができる場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 消費者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないと抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

イ 消費者と事業者との間の民事上の紛争について日本の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意が効力を有するとき。

③ 消費者と事業者との間の民事上の紛争を対象とする管轄権に関する合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。

イ 【甲案】 消費者契約の締結の時における消費者の住所がある国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意（その国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意を除く。）であるとき。

【乙案】 第2の規律により管轄権を有することとなる事由及び消費者契約の締結の時における消費者の住所が特定の国にある場合において、その国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意（その国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意を除く。）であるとき。

【丙案】 ③においては、ア及びウ以外に合意が効力を有する場合を定めないものとする。

ウ 消費者が管轄権に関する合意に基づき日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が管轄権に関する合意に基づきその裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出したとき。

《意見》

- 1 ①については、甲・乙両案とも反対であり、訴え提起の時の消費者の住所地での管轄を認めるべきである。訴え提起時点での消費者住所地管轄を認めなければ、実質的な消費者保護は図れないと考えるからである。
- 2 ③については、いずれの案も狭すぎると考える。これらの案やアないしウで認められる場合にしか消費者契約における管轄合意が認められないのであれば、日本にいる消費者の契約相手方となる企業にとって、訴訟コストやリスクが莫大なものとなるであろう。そのコストやリスクは、最終的には消費者に転嫁されることになり（極端かも知れないが、日本消費者との取引が敬遠される可能性もないとは言えない）、結果として消費者保護にならないおそれもある。合意の認められる場合については、ブリュッセルⅠ規則一七条のように消費者側のオプションを広げる方向での合意を認める、という規定が適切であると考ええる。

4 労働関係に関する訴え

- ① 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という）に係る労働者から事業主に対する訴えは、当該個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供地（その地を特定できない場合あっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

② 個別労働関係民事紛争に係る事業主から労働者に対する訴えは、第1の1又は2の規律によって日本の裁判所に提起することができる場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 労働者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

イ 個別労働関係民事紛争について日本の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意が効力を有するとき。

③ 労働者と事業主との間の個別労働関係民事紛争を対象とする管轄権に関する合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。

イ 労働者が管轄権に関する合意に基づき日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が管轄権に関する合意に基づきその裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出したとき。

《意見》

賛成である。

第5 併合請求における管轄権

① 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。

② 被告は、日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しな

い場合には、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する日本の裁判所に反訴を提起することができるものとする。

③ 数人からの又は数人に対する訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。

④ 上記①若しくは③の他の請求又は上記②の反訴の目的である請求に係る訴えについて、

【甲案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき

【乙案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき、又は外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める管轄権に関する合意があるときは、上記①から③までの規律は適用しないものとする。

(第5についての後注) 訴訟参加、訴訟引受及び訴訟告知については、特段の規律を置かないものとする。

《意見》

1 基本的に賛成である。

2 全体に、当事者の便宜等の利益がバランス良く調整されていると考える。④については、国際取引における管轄合意の重要性に鑑みて、【乙案】を妥当と考える。

第6 国際裁判管轄に関する一般的規律

裁判所は、第1から第5までの規律によって日本の裁判所に訴えを提起することができる場合においても、事案の性質、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、当事者間の衡平を害し、適正

かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

《意見》

1 基本的に賛成である。ただし、被告の住所地が日本にある場合および日本の裁判所の専属的管轄合意がある場合に関しては、この例外条項の適用範囲外とすべきである。

2 国際裁判管轄の問題は、関係する当事者にとって外国での訴訟追行という非常に重い負担と表裏一体であり、当事者の権利実現の途を閉ざす結果とならないか、また、当該事件の争点との関係で必要な証拠の収集の便宜という観点から危惧はないかなどを、個別的・具体的にチェックする必要性が否めない性質を有する。よって、判例理論として生成・発展してきた、いわゆる特段の事情論の判断枠組みは有用であると考えられる。ただし、特段の事情論は可能な限り制約的な運用となるようにすべきとも考える。

3 掲げるべき具体的な考慮要素としては、判例・裁判例の具体的・比較的分析から、「事件の主たる争点に関して必要とされる証拠の収集の便宜」を第一にすべきと考ええる。

4 被告の住所地等（第1参照）は、原告にとって頼ることのできる基本的・最終的な裁判籍であるため、特段の事情による例外処理を認めるべきでない。

最高裁判平成九年一月一日判決民集五一巻一〇号四〇五五頁は、「被告が我が国に住所を有しない場合であっても、我が国と法的関連を有する事件について我が国の国際裁判管轄を肯定すべき場合のあることは、否定し得ないところであるが、どのような場合に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかについては、国際的に承認された一般

的な準則が存在せず、国際的慣習法の成熟も十分ではないため、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である」と指摘している。換言すれば、被告が我が国に住所を有している自然人である場合や、我が国に本拠を有している法人である場合には、そもそも、日本での裁判管轄は肯定されるのであり、その点について異論を挟む余地はないとするのが判例の大勢であると考えられる。とすれば、試案においても、被告住所地在日本にあれば、かならず日本の管轄が認められる、とする原則の確認を超えて、被告住所地管轄についての規定を置くべきではないと思われる。

このことから、必然的に、第1については特段の事情検討の対象から外すべきとの結論が導かれるであろう。

また、このことについては、以下の理由によっても説明されうるであろう。すなわち、被告住所地を普通裁判籍とし、そこでは常に被告は訴えられうることを確保することによってのみ、原告の裁判を受ける権利を確保することができると。確かに、被告の住所地であること以外に、事件との関連性が、何ら見いだせないような紛争について、わが国に訴え提起される場合（審議会でも言及されていたポパール事件のような例）も考えられるが、被告がわが国に住所を有していること以上に、わが国と紛争との関連性を根拠づける事実もないように思われる。

5 日本の裁判所の専属的管轄合意がある場合に関しても、国際取引紛争解決における管轄合意の重要性及びその法的安定性に対する当事者の期待に鑑みて、例外条項の適用範囲外とすべきである（ただし、「管轄合意が甚だしく不合理で公序法に違反するとき」は別である）。

（第6についての後注）

緊急管轄については、規律を設ける必要性の有無、規律を設けた場合の具体的な規律の内容について、なお検討する。

《意見》

緊急管轄の明文規定を設ける必要はない。これは解釈に委ねるべき事柄である。

第7 適用除外

第1、第2（5①及び8を除く）、第3、第4（2を除く）及び第6の規律は、日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある訴えについては、適用しないものとする。

《意見》

賛成である。

第8 国際訴訟競合に関する規律

【甲案】

【A案】

① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第一八条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは裁判所は申立てにより又は職権でその事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。

② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができるものとする。

【B案】

① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第一八条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。

② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができないものとする。

【乙案】

国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。

《意見》

1 乙案に賛成する。

2 甲案の基となる承認予測説に対しては、①そもそも外国判決の承認可能性についての予測は、条約システムがあるならまだしも、一国の法制としては難しいといわざるを得ないこと、また、②先行する訴訟係属を優遇することが常に適切であるわけではないこと、などから問題があると思われる。外国訴訟と内国訴訟とが競合している場合には、訴訟係属の先後だけでなく、手続保障的な観点や、実体的な権利保障の観点から総合的に、内国訴訟が許されるか否かを判断すべきである。その際、外国訴訟において内国当事者が適切かつ十分に利益保護を受けられているか、という観点は、特に重要であると思われる。裁判例の多くも、特段の事情の判断において外国訴訟係属を考慮していることに鑑みれば、乙案の方が従来の実務の流れに沿ったものであるといえる（その意味で、従来の裁判業務の主流や学説への適切な言及がないまま、承認予測説的な基準が所与の前提として偏重されている立案の流れには疑問を感じる）。ただ、国際訴訟競合がプロパー・フォーラムを基準とした利益衡量的判断に委ねられるとしても、外国での訴訟係属は、理論的観点から、管轄判断枠組みではなく、訴えの利益の判断の中で処理すべきものと考えられる。

第9 保全命令事件に関する規律

保全命令の申立ては、本案の訴えを提起することができる裁判所が日本の裁判所であるとき又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に行うことができるものとする。

《意見》

賛成である。

(全体についての後注) 第2の4②、9②、第4の3①、4①等の各規律により日本の裁判所に訴えを提起できる場合の国内土地管轄の規律については、なお検討する。

《意見》

例えば、日本の大阪で履行されるべき義務の存在を理由に国際裁判管轄を日本に認めたとしても、国内土地管轄は、被告の国内における主たる営業所所在地である熊本に認めても問題ないと考える。

* 本文にあるように、本稿は、文部科学省科学研究費特定領域研究「日本法の透明化」(平成一六―二二年度。領域代表者・九州大学・河野俊行教授) プロジェクト (<http://www.toneika.jur.kyushu-u.ac.jp/>) に所属する国際民事訴訟法班によるものである。構成員は、多田望熊本大学教授(研究代表者)・長田真里大阪大学准教授の二名である。

なお、より論旨を明確にさせるために、必要最小限度の加筆修正を行った。